

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株 式 会 社 ナ ッ ク
代表取締役社長 寺 岡 豊 彦

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださるか、または当社の指定するウェブサイト(<http://www.evotet.jp/>)より平成26年6月26日(木曜日)午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル42F
株式会社ナックセミナールーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第43期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役3名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 役員賞与支給の件
4. 議決権の行使等について(次頁「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。)

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類ならびに計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.nacoo.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面による議決権行使において各議案に賛否の記載のない場合の取り扱い
書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (6) インターネットによる議決権行使のご案内
 - ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotc.jp/>) にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
 - ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」、「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って平成26年6月26日(木曜日)午後6時までに賛否を入力してください。
 - ③ 株主様以外の他人による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ④ 株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - ⑤ ご希望の株主様は、今回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、議決権行使サイトでお手続きください。(携帯電話では、お手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以上

システムに関するお問い合わせ

株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話：0120-173-027 (受付時間午前9：00～午後9：00、通話料無料)

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本企業の経営環境は、政府主導による経済政策や金融緩和策を背景に過度の円高の是正や株高の状況が続き、企業収益や個人消費の回復傾向が見られました。しかし一方では、円安による原材料・エネルギーコストの上昇や、消費税増税に伴う個人消費の落ち込みも懸念され、景気の先行きにはなお注視が必要な状況です。

当社グループの事業領域である住宅業界は、住宅ローン金利の先高感や消費税増税に伴う駆け込み需要等により、平成25年度の新設住宅着工戸数が987千戸（前年度比10.6%増）となるなど、堅調に推移しました。他方で、小売・サービスの業界では、業種・業態を超えた企業間競争が進み、予断を許さない経営環境にあります。

このような中、当社グループでは、創業時からの基本戦略である「コングロマリット経営」の基盤を強化し、かつ目標に掲げる平成27年3月期・売上高1,000億円の達成に向けて積極的な販売促進と投資を行いました。

当連結会計年度は、住宅事業における新規出店、レンタル事業における景気回復を背景とした法人向け部門の売上増、建築コンサルティング事業における営業体制改善の効果等が相まって、全セグメントで前期の売上高を上回りました。

また、平成25年7月に化粧品・健康食品の通販事業等を手がける株式会社JIMOSと、注文住宅の建築請負を行う株式会社ジェイウッドの株式を取得し（発行済株式総数の100%）、新たに連結子会社といたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高91,630百万円（前期比26.2%増）、営業利益4,672百万円（同5.1%増）、経常利益4,709百万円（同5.7%増）、当期純利益2,794百万円（同13.2%増）となりました。

また、単体業績は、売上高30,181百万円（前期比4.8%増）、営業利益1,853百万円（同4.1%増）、経常利益1,898百万円（同4.2%増）、当期純利益1,109百万円（同17.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当金は、連結純資産配当率4%（年間）の方針に基づき、1株当たり19円とさせていただき予定であり、これにより、年間の1株当たり配当金は中間配当金17円と合わせて36円となります。

事業の種類別セグメント業績は次のとおりです。

なお、株式会社JIMOSが当社グループに加わったため、当第2四半期連結累計期間より通販事業のセグメントを設けております。

また、各セグメントの営業損益のほかに、各セグメントに帰属しない全社費用等1,222百万円があります。

イ. クリクラ事業

当連結会計年度の宅配水業界は、東日本大震災後の新規ユーザーの急激な伸びが一服し、その反動も解消しつつあり、市場の伸び率は震災前の水準に戻りました。しかし、大手企業を含めた新規参入が増え、市場競争が激化しています。

このような中、直営店では営業人員を補充し、新規顧客の獲得のために積極的な販売促進を行いました。顧客数を大幅に伸ばすことができませんでした。加盟店向けでは、ボトルの売上は微増した一方、顧客数の伸びが鈍化したことで、加盟店に対するウォーターサーバーの売上が落ち込みました。

以上により、売上高は13,376百万円（前期比1.1%増）となりました。損益面では、原材料価格の上昇と円安の影響で売上原価が上昇したこと、人件費が増加したことで営業利益375百万円（同34.8%減）となりました。

なお、当連結会計年度は直営のさいたま営業所、港北営業所を開設しております。また、原材料価格の上昇と円安の影響が今後も続くことが見込まれるため、平成26年2月に製品水の販売単価を1,200円から1,250円に価格改定（4.2%増）を行い、次期以降の損益改善を目指しています。

ロ. レンタル事業

主力のダストコントロール商品部門では、当連結会計年度前半に業務用市場の経費削減傾向の影響を受けたことと、営業の人員不足が続いた影響で、ダストコントロール商品の売上は微減しました。しかしながら、支店

単位の営業体制の効率化が進み、営業利益では大幅な増加となりました。

一方、法人向けの定期清掃サービス部門と害虫駆除関連商品部門では、景気の回復感を背景に販促活動が奏功し、順調に売上を伸ばいたしました。

以上により、レンタル事業セグメントの売上高は12,147百万円（前期比2.2%増）、営業利益1,738百万円（同9.9%増）となりました。

ハ. 建築コンサルティング事業

当連結会計年度は、住宅業界の好況感を背景に工務店の受注に前向きな動きが見られ、建築ノウハウの販売では当連結会計年度に拡充した自然素材住宅やデザイナーズ住宅向けコンサルティングの売上が好調に推移しました。

一方、建築部材販売では、太陽光発電の補助金が減少傾向にあり、既築住宅用の市場が落ち込んだものの、当連結会計年度後半に産業用太陽光市場で売電価格低下前の駆け込み需要があり、売上・利益ともに大幅に伸ばしました。

以上により、建築コンサルティング事業セグメントの売上高5,628百万円（前期比26.3%増）、営業利益976百万円（同45.7%増）となりました。

ニ. 住宅事業

住宅市場では、住宅ローン金

利の先高感や消費税増税に伴う駆け込み需要に加えて、雇用・所得環境の回復を背景とした所得改善への期待感も高まっていることから、住宅需要は堅調に推移しました。

このような中、株式会社レオハウスでは、積極的な新規出店が奏功したこと、太陽光発電システム等のオプション売上が増加したこと等で販売単価が上昇し、売上高は51,700百万円（前期比20.1%増）となりました。営業利益は、売上高が伸びたことで、出店費用の増加や原材料価格・工賃の上昇による費用の増加を吸収し、2,928百万円（同10.6%増）となりました。

受注状況につきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要と新規出店が奏功し、前期を上回る2,809棟（前期2,575棟）の受注を獲得しました。一方で当連結会計年度末の受注残は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動で、1,233棟（同1,306棟）となっております。出店につきましては、株式会社レオハウスでは当連結会計年度に20拠点の支店・展示場を開設し、48支店・47展示場となりました。

また、当セグメントには、平成25年7月に連結子会社とした株式会社ジェイウッドを加えております。株式会社ジェイウッドでは、岩手県を中心に注文住宅事業を展開しており、自然素材を使用した家造りを全面に打ち出しております。株式会社ジェイウッドは、これまで「レオハウス」では提供して来なかった商品カテゴリーで事業を展開しており、当社グループにとって新たな商品力・ノウハウ等の獲得になります。当社グループの新たな住宅ブランドの立ち上げとして、収益力向上を目指していきます。

株式会社ジェイウッドの売上高は1,345百万円、営業利益は72百万円となりました。受注状況につきましては、70棟の受注を獲得し、当連結会計年度末の受注残は99棟となっております。出店につきましては、当連結会計年度に展示場を1拠点開設し、合計4展示場となっております。

以上により、住宅事業セグメントの売上高は53,059百万円（前期比23.3%増）、営業利益は3,003百万円（同11.8%増、株式会社ジェイウッドののれん償却費含む）となりました。

ホ. 通販事業

平成25年7月に、化粧品・健康食品の通信販売等を手掛ける株式会社JIMOSを連結子会社として当社グループに加え、新たな事業領域として通販事業に参入しました。

株式会社JIMOSは、主力の化粧品ブランド「Macchia Label(マキアレイベル)」を中心に、自然由来の成分を主とする基礎化粧品ブランド「Coyori」、健康食品ブランドの「代謝生活CLUB」の3ブランドを通信販売で展開しています。またこの他に、株式会社JIMOSの商品を総合スーパーやドラッグストア等の大手小売店に販売するホールセール事業、コンタクトセンター業務代行・商品発送業務代行を含めた通販に関するコンサルティング事業も行っています。

当連結会計年度は、広告費の増加により新規顧客の獲得が進み、株式会社JIMOSの売上高は7,409百万円、広告費の増加と平成26年2月に実施したマキアレイベルのブランドリニューアル費用の増加等により、営業利益は172百万円となりました。

以上により、通販事業セグメントの売上高は7,421百万円(株式会社JIMOS以外の通販事業売上高含む)、株式会社JIMOSの取得に係るのれん償却費等を当セグメントに計上したため、営業損失は199百万円となりました。

(注) 上記①に記載されている金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は5,989百万円であり、主なものは、クリクラ事業の事務所及びプラント等3,825百万円、住宅事業の事務所建設等1,452百万円であります。

なお、当社が埼玉県本庄市にて建設を進めておりますクリクラ事業のプラントへの投資額が当連結会計年度のクリクラ事業の事務所及びプラントへの投資額に含まれております。当該プラントは平成28年3月期の稼働を予定しており、総投資額は約60億円を予定しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末の借入金残高は4,255百万円であり、前期末残高比で3,026百万円増加しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は平成25年7月をもって、株式会社JIMOS及び株式会社ジェイウッドを完全子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第40期 平成23年3月期	第41期 平成24年3月期	第42期 平成25年3月期	第43期(当期) 平成26年3月期
売 上 高	54,571,874	64,307,115	72,621,694	91,630,873
経 常 利 益	2,518,034	3,454,784	4,456,801	4,709,227
当 期 純 利 益	2,021,290	1,700,030	2,467,451	2,794,127
1株当たり当期純利益	249円87銭	216円09銭	149円52銭	168円23銭
総 資 産	20,259,842	25,817,519	29,971,065	40,455,120
純 資 産	9,548,730	11,489,019	13,648,487	16,005,419

(注) 1. 当社は、平成25年4月1日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりま
す。第42期については、期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利
益」を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出して
おります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (千円)	議 決 権 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス	300,000	100.0	注文住宅の建築請負
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト	10,000	100.0	ビルメンテナンス事業等
株 式 会 社 ナ ッ ク ラ イ フ パ ー ト ナ ー ズ	10,000	100.0	金融・保険業
株 式 会 社 J I M O S	350,000	100.0	化粧品・健康食品の通販等
株 式 会 社 ジ ャ イ ウ ッ ド	10,000	100.0	注文住宅の建築請負

(注) 上記のうち株式会社JIMOS及び株式会社ジェイウッドについては、当連結会計年度に全株
式を取得し、連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社では、成長戦略上の重点事業であるクリクラ事業及び住宅事業の拡大により、創業時からの基本戦略である「コングロマリット（複合的異種混成型）企業」としての確かな基盤を築くことが出来たと考えております。

今後、レンタル事業、建築コンサルティング事業、通販事業を加えた5つの事業体制のもとで、積極的な展開を図りつつ、新たな市場及び事業も開拓し、更なる収益力の向上と持続的な発展を目指してまいります。

- ① クリクラ事業は、「クリクラ」ユーザー100万軒の獲得に向けて、販売網の拡充・強化、商品戦略及び企業アライアンス等を強力に推進してまいります。
- ② レンタル事業では、営業エリアの拡大、M&Aの推進等により売上の更なる増加を図ります。
- ③ 建築コンサルティング事業は、太陽光やノウハウ商品等の販売に際し、市場ニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供に注力し、質の高い顧客サービスを実現します。
- ④ 住宅事業は、魅力ある商品づくり、販売体制の更なる強化、地域特性等を考慮し、都市圏を中心とした出店展開を図ってまいります。
- ⑤ 通販事業は、更なる顧客満足度を得るべく、ユーザーの目線に立って商品価値を高め、情報流通の可能性を追求してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

事業区分	事業内容
クリクラ事業	宅配水（ミネラルウォーター）の製造・販売
レンタル事業	ダストコントロール商品等のレンタル及び販売
建築コンサルティング事業	建築関連ノウハウ商品・建築部材の販売及びコンサルティング
住宅事業	注文住宅の建築請負
通販事業	化粧品・健康食品の通販等

(6) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

株 式 会 社 ナ ッ ク	本 社	東 京 都 新 宿 区	
	営 業 所	東 京 都	26ヶ所
		神 奈 川 県	14ヶ所
		千 葉 県	11ヶ所
		埼 玉 県	8ヶ所
		福 岡 県	8ヶ所
		大 阪 府	6ヶ所
		愛 知 県	3ヶ所
		北 海 道	2ヶ所
		宮 城 県	2ヶ所
		茨 城 県	2ヶ所
		京 都 府	2ヶ所
		兵 庫 県	2ヶ所
		栃 木 県	1ヶ所
		静 岡 県	1ヶ所
	香 川 県	1ヶ所	
	合 計	89ヶ所	
	工 場	千 葉 県	2ヶ所
		宮 城 県	1ヶ所
		栃 木 県	1ヶ所
埼 玉 県		1ヶ所	
東 京 都		1ヶ所	
愛 知 県		1ヶ所	
大 阪 府		1ヶ所	
福 岡 県		1ヶ所	
合 計	9ヶ所		

株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス	本 社	東 京 都 新 宿 区	
	営 業 所	神 奈 川 県	7ヶ所
		茨 城 県	6ヶ所
		埼 玉 県	6ヶ所
		愛 知 県	6ヶ所
		宮 城 県	5ヶ所
		静 岡 県	5ヶ所
		福 岡 県	5ヶ所
		栃 木 県	4ヶ所
		群 馬 県	4ヶ所
		千 葉 県	4ヶ所
		東 京 都	4ヶ所
		兵 庫 県	4ヶ所
		福 島 県	3ヶ所
		長 野 県	3ヶ所
		岡 山 県	3ヶ所
		愛 媛 県	3ヶ所
		宮 崎 県	3ヶ所
		鹿 児 島 県	3ヶ所
		福 井 県	2ヶ所
滋 賀 県	2ヶ所		
香 川 県	2ヶ所		
富 山 県	1ヶ所		
石 川 県	1ヶ所		
山 梨 県	1ヶ所		
岐 阜 県	1ヶ所		
三 重 県	1ヶ所		
広 島 県	1ヶ所		
徳 島 県	1ヶ所		
高 知 県	1ヶ所		
佐 賀 県	1ヶ所		
熊 本 県	1ヶ所		
大 分 県	1ヶ所		
合 計	95ヶ所		

株式会社アーネスト	本 社	東京都渋谷区	
株式会社ナックライフパートナーズ	本 社	東京都新宿区	
株式会社 J I M O S	本 社	福岡県福岡市	
	営 業 所	東 京 都	1ヶ所
株式会社ジェイウッド	本 社	岩手県盛岡市	
	営 業 所	岩 手 県	3ヶ所
		秋 田 県	1ヶ所

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
ク リ ク ラ 事 業	296 (207)	34 (△11)
レ ン タ ル 事 業	477 (441)	25 (38)
建築コンサルティング事業	87	3
住 宅 事 業	877	141
通 販 事 業	225 (50)	225 (50)
全 社 (共 通)	44	8
計	2,006 (698)	436 (77)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、使用人数には、契約社員（10名）、準社員（4名）が含まれております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（千円）
株式会社三井住友銀行	2,250,700
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,165,014
株式会社みずほ銀行	450,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	210,000
株式会社群馬銀行	90,000
日本生命保険相互会社	90,000

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,719,250株（自己株式を含む）
- ③ 株主数 4,049名
（前年度末比522名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社キャピタル	1,575,664	9.31
株式会社ジャスト	1,385,052	8.18
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド （プリンシパル オール セクター サブ ポートフォリオ）	1,218,800	7.20
ナック従業員持株会	759,918	4.49
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	688,186	4.06
中村 尚志	680,000	4.02
西山 由之	560,184	3.31
株式会社ブリリアントフューチャー	519,000	3.06
株式会社ジャスティス	500,000	2.95
ノーザン トラスト カンパニー エイブ イエフシー リ フィデリティ ファンズ	471,900	2.79

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,785,864株）を控除して計算しております。
2. 自己株式は上記大株主から除外しております。
3. フィデリティ投信株式会社及びその共同所有者であるエフエムアールエルエルシーにより平成26年4月7日付で大量保有報告書の変更報告書が提出され、平成26年3月31日現在で以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート 245	1,871,900	11.05

4. ワサッチ・アドバイザーズ・インクにより、平成26年4月4日付で大量保有報告書の変更報告書が提出され、平成26年3月31日現在で以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株券等保有割合 (%)
ワサッチ・アドバイザーズ・インク	アメリカ合衆国 84108 ユタ州ソールト・レーク・シティ、ワカラ・ウェイ505番3階	850,477	5.02

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺岡 豊彦	デリバリービジネスカンパニー代表 株式会社レオハウス代表取締役 株式会社アーネスト代表取締役 株式会社JIMOS代表取締役 株式会社ジェイウッド代表取締役
専務取締役	吉村 寛	住宅ビジネスカンパニー代表 株式会社レオハウス専務取締役 株式会社ジェイウッド専務取締役
専務取締役	金井 郁馬	ビジネスサポートカンパニー代表 株式会社レオハウス取締役 株式会社アーネスト取締役 株式会社ナックライフパートナーズ 代表取締役
取締役	竹中 徹	竹中徹公認会計士・税理士事務所 代表者 株式会社メディアグローバルリンクス 社外監査役 ウエルシアホールディングス株式会社 社外監査役
取締役	高橋 順一	磯邊・高橋・八木法律事務所代表者
常勤監査役	遠藤 彰子	株式会社レオハウス監査役 株式会社アーネスト監査役 株式会社ジェイウッド監査役
監査役	狩野 勝	株式会社レオハウス監査役
監査役	西 章	西章税理士事務所代表者 株式会社JIMOS社外監査役
監査役	岩本 尚子	岩本尚子司法書士事務所代表者

- (注) 1. 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役はおりません。
2. 取締役竹中徹氏及び取締役高橋順一氏は、社外取締役であります。
3. 監査役狩野勝氏、監査役西章氏及び監査役岩本尚子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役西章氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役竹中徹氏、取締役高橋順一氏、監査役狩野勝氏、監査役岩本尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	109百万円 (6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	17百万円 (6百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (5名)	126百万円 (12百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、本総会にて決議予定の役員賞与27百万円(取締役のみ)を含めておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月24日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成2年6月25日開催の第19期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役竹中徹氏は、竹中徹公認会計士・税理士事務所の代表者並びに株式会社メディアグローバルリンクス社外監査役及びウエルシアホールディングス株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社は竹中徹公認会計士・税理士事務所並びに株式会社メディアグローバルリンクス及びウエルシアホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役高橋順一氏は、磯邊・高橋・八木法律事務所の代表者を兼務しております。なお、当社は磯邊・高橋・八木法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役西章氏は、西章税理士事務所の代表者を兼務しております。なお、当社は西章税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役岩本尚子氏は、岩本尚子司法書士事務所の代表者を兼務しております。なお、当社は岩本尚子司法書士事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・社外監査役狩野勝氏は、当社の子会社である株式会社レオハウスの社外監査役であります。
- ・社外監査役西章氏は、当社の子会社である株式会社JIMOSの社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

取 締 役	状 況
竹 中 徹	平成25年6月27日就任以降に開催した取締役会の全てに出席しております。 公認会計士及び税理士としての専門的見地から、主に会計事項について適宜発言を行っております。
高 橋 順 一	平成25年6月27日就任以降に開催した取締役会の全てに出席しております。 弁護士としての専門的見地から、主に法務事項について適宜発言を行っております。
監 査 役	状 況
狩 野 勝	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席しております。 大所高所からの幅広い視野に立ち、取締役の経営判断や事業方針等に対し適切な発言を行っております。
西 章	当事業年度開催の取締役会の全て及び監査役会の85%に出席しております。 税理士としての専門的見地から、主に税務事項について適切な意見を適宜行っております。
岩 本 尚 子	当事業年度開催の取締役会の全て及び監査役会の全てに出席しております。 司法書士としての専門的見地から、主に法務事項について適切な発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする旨の契約を締結しております。

ホ. 子会社からの役員報酬等

- ・当事業年度において、社外監査役が、役員を兼務する子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の企業理念に則った「行動規範」を制定し、取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ロ. コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員がグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - ハ. 顧問弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適宜受けられる体制をとる。
- ニ. 取締役社長の直轄機関として内部監査室を置き、内部監査室は取締役社長の指示に基づき業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、リスク管理に関する規程を定める。
 - ロ. 役付取締役により構成される経営会議は、業務担当役員から定期的に報告を受け、各業務におけるリスクの状況を把握する。
 - ハ. 経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況の管理を通じてリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議または経営会議や取締役会において審議の上、決定する。
- ニ. 投資リスクに関しては、案件ごとに経営会議において審議する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役及び各業務を担当する取締役は、「取締役会規程」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
 - ロ. 経営活動を効率的、機動的に行うための協議決定機関として、常務取締役以上の取締役で構成する経営会議を、原則として月1回開催する。
 - ハ. 業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき職務執行の効率的な実施を図る。
- ⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. グループ各社の業務の適正確保は、当社の方針、規程を準用して行う。
 - ロ. 当社の内部監査室は、グループ各社の監査を行い、監査の結果に基づいて必要な指示または勧告を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 現在は、監査役の専従スタッフは配置せず、内部監査室が補助機関として適宜対応しているが、監査役より求めがあるときは監査役と協議の上、必要な期間専任の担当者を置く。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 前号の担当者の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得て行う。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
 - ロ. 監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査室及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,662,782	流動負債	19,325,424
現金及び預金	6,385,058	買掛金	5,741,019
受取手形及び売掛金	3,818,132	一年内返済予定の長期借入金	1,161,924
商品及び製品	2,423,985	未払金	2,750,367
未成工事支出金	2,406,719	リース債務	407,418
原材料及び貯蔵品	237,063	未払法人税等	1,383,190
繰延税金資産	757,428	未成工事受入金	5,410,122
その他	2,702,123	賞与引当金	939,411
貸倒引当金	△67,728	役員賞与引当金	27,000
固定資産	21,792,337	完成工事補償引当金	41,081
有形固定資産	12,680,247	債務保証損失引当金	320,411
建物及び構築物	5,094,449	ポイント引当金	91,232
機械装置及び運搬具	129,100	その他	1,052,245
工具、器具及び備品	564,837	固定負債	5,124,276
土地	2,041,608	長期借入金	3,093,790
リース資産	1,319,797	リース債務	960,255
建設仮勘定	3,530,455	再評価に係る繰延税金負債	15,169
無形固定資産	5,048,628	退職給付に係る負債	97,493
のれん	2,318,791	資産除去債務	748,435
顧客関連資産	1,293,526	その他	209,132
商標権	423,356	負債合計	24,449,701
その他	1,012,954	純資産の部	
投資その他の資産	4,063,461	株主資本	16,849,507
投資有価証券	653,843	資本金	4,000,000
長期貸付金	250,792	資本剰余金	1,003,581
破産更生債権等	146,730	利益剰余金	13,226,125
繰延税金資産	356,675	自己株式	△1,380,198
差入保証金	2,493,635	その他の包括利益累計額	△844,088
その他	332,513	その他有価証券評価差額金	18,515
貸倒引当金	△170,730	土地再評価差額金	△862,604
資産合計	40,455,120	純資産合計	16,005,419
		負債・純資産合計	40,455,120

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		91,630,873
売 上 原 価		56,583,596
売 上 総 利 益		35,047,277
販売費及び一般管理費		30,375,110
営 業 利 益		4,672,166
営 業 外 収 益		172,612
受取利息及び配当金	14,974	
受取地代家賃	5,331	
受取補償金	45,266	
そ の 他	107,039	
営 業 外 費 用		135,550
支払利息	40,368	
支払補償費	45,820	
そ の 他	49,362	
経 常 利 益		4,709,227
特 別 利 益		101,055
投資有価証券売却益	101,055	
特 別 損 失		57,738
固定資産処分損	32,890	
減 損 損 失	21,686	
そ の 他	3,161	
税金等調整前当期純利益		4,752,544
法人税、住民税及び事業税	2,149,769	
法人税等調整額	△191,351	1,958,417
少数株主損益調整前当期純利益		2,794,127
当 期 純 利 益		2,794,127

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,000,000	910,946	10,974,729	△1,437,210	14,448,466
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△539,017		△539,017
当 期 純 利 益			2,794,127		2,794,127
自 己 株 式 の 取 得				△594	△594
自 己 株 式 の 処 分		92,634		57,606	150,240
土地再評価差額金の取崩			△3,714		△3,714
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	92,634	2,251,395	57,011	2,401,041
当 期 末 残 高	4,000,000	1,003,581	13,226,125	△1,380,198	16,849,507

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券評価 差 額	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	62,013	4,325	△866,318	△799,978	13,648,487
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△539,017
当 期 純 利 益					2,794,127
自 己 株 式 の 取 得					△594
自 己 株 式 の 処 分					150,240
土地再評価差額金の取崩					△3,714
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△43,497	△4,325	3,714	△44,109	△44,109
当 期 変 動 額 合 計	△43,497	△4,325	3,714	△44,109	2,356,931
当 期 末 残 高	18,515	-	△862,604	△844,088	16,005,419

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 株式会社レオハウス
株式会社アーネスト
株式会社ナックライフパートナーズ
株式会社JIMOS
株式会社ジェイウッド

上記のうち株式会社JIMOS及び株式会社ジェイウッドについては、当連結会計年度に全株式を取得し、連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

- ・商品及び製品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ・未成工事支出金

個別法による原価法

- ・原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、顧客関連資産及び商標権については、効果の及ぶ期間(顧客関連資産12年、商標権10年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

ニ. 完成工事補償引当金

住宅事業において、建築物の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績割合を基に発生見込額を計上しております。

ホ. 債務保証損失引当金

商品等を購入した顧客の利用するリース会社への債務に対する債務保証の損失に備えるため、損失発生実績

- 率に基づいて算定した必要額の他、必要に応じて損失発生の可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。
- ヘ. ポイント引当金 販売促進のための費用負担に備えるため、過去の実績率に基づき翌連結会計年度以降の利用により発生する費用見積額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 収益及び費用の計上基準
- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準
 - ・その他の工事 工事完成基準
- ロ. 重要なヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
ヘッジ手段・・・・・・・・金利スワップ
直物為替先渡取引
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ対象・・・・・・・・借入金
外貨建予定取引
 - ・ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、また、外貨建予定取引に関する変動リスクを回避する目的で直物為替先渡取引を行っております。また、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
金利スワップについては特例処理を採用しておりますので、有効性の評価を省略しております。また、直物為替先渡取引については管理方針に基づき有効性を評価しております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法
- ハ. 退職給付に係る会計処理の方法
- 一部の子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ニ. 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ホ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積り、7年以内で均等償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,073,138千円
- (2) 保証債務等
- ① 顧客の割賦債務残高に対して、債務保証を行っております。
1,124,711千円
- ② 顧客の住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの間、金融機関に対し連帯債務保証を行っております。
1,927,438千円
- (3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号・最終改正平成13年6月29日）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格、同条第2号に定める標準価格及び同条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△164,747千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,359千株	9,359千株	一千株	18,719千株

(注) 平成25年2月8日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は9,359千株増加しております。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

① 平成25年6月27日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 256,718千円
- ・ 1株当たり配当額 31円
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年6月28日

(注) 1. 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金5,753千円を含めておりません。これは「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は185,600株であります。

(注) 2. 平成25年2月8日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたしました。

② 平成25年10月22日開催の取締役会決議において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 282,298千円
- ・ 1株当たり配当額 17円
- ・ 基準日 平成25年9月30日
- ・ 効力発生日 平成25年12月4日

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金5,570千円を含めておりません。これは「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は327,700株であります。

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成26年6月27日開催の第43期定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 316,421千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 19円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月30日

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金5,312千円を含めておりません。これは「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は279,600株であります。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組み方針

当社グループは、安全性を最も重視して運用を行っております。資金調達は、銀行を中心とした借入により行っております。デリバティブ取引は全てヘッジ目的で行っており、投機目的の取引は一切行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

定期預金を含む現金及び預金は、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引条件に定められた期間内に回収するものとして各事業部の営業管理部門が期日管理及び残高管理を行う体制をとっております。

差入保証金は、主として営業所土地・建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約更新時等に貸主の状況を各営業所長等がモニタリングしております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券、組合出資金及び業務上の関係を有する株式であり、市場価格、発行体等の信用リスク、当該企業の財政状態の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、時価の把握及び各事業部の営業管理部門等による該当企業の経営状態の適宜把握を通じて管理を行う体制をとっております。

営業債務である買掛金、諸経費・設備購入等の債務である未払金は、全てが1年以内を支払期日とするものであります。

また、商品（ボトルサーバー）の輸入に伴い一部の営業債務は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金、設備投資及びM&A等の資金の調達を目的としたものであります。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

また、営業債務、未払金、借入金は流動性のリスクに晒されており、当該リスクに関しては、資金繰状況を作成することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	6,385,058	6,385,058	—
② 受取手形及び売掛金	3,818,132		
貸倒引当金(※1)	△67,728		
	3,750,404	3,699,871	△50,533
③ 投資有価証券			
其他有価証券	451,623	451,623	—
④ 差入保証金(※2)	1,705,256	1,221,186	△484,069
資 産 計	12,292,341	11,757,738	△534,602
⑤ 買掛金	5,741,019	5,741,019	—
⑥ 未払金	2,750,367	2,750,367	—
⑦ 一年内返済予定の長期借入金	1,161,924	1,161,924	—
⑧ 長期借入金	3,093,790	2,977,012	△116,777
負 債 計	12,747,101	12,630,323	△116,777
⑨ デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引 計	—	—	—

(※1)受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2)差入保証金については、金融商品相当額のみを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金については、期末日現在の長期国債レートに相手先の信用リスクを加味した利率によって将来キャッシュ・フローを割引き時価を算定する方法によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 差入保証金

差入保証金については、期末日現在の長期国債レートに相手先の信用リスクを加味した利率により将来キャッシュ・フローを割引いて時価を算定する方法によっております。

⑤ 買掛金、⑥ 未払金、⑦ 一年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

⑨ デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価については、取引先金融機関より提示された価格によっております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	202,220

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 961円7銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 168円23銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. 企業結合に関する注記

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社JIMOS（以下、JIMOS社）
事業内容	通販事業、ホールセール事業、通販支援事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は主にクリクラ事業（宅配水『クリクラ』の製造・販売）やレンタル事業（ダスキン・害虫駆除器等）ならびに住宅事業等におけるB to C事業およびB to B to C事業を展開しており、創業時からの基本戦略である「コングロマリット企業」としての基盤を築いております。

今後も更なる企業価値向上および持続的な成長・発展を成し遂げるべく、既存事業の積極的な展開はもとより、中期経営計画において『新たな成長へのシフトチェンジ』を掲げ、既存事業とのシナジーを実現できる新規事業の開拓を検討しております。具体的には、当社の有する50万軒強の一般家庭を中心とした顧客基盤の一層の拡充、および日本市場においてその重要性を更に増しつつあるシニア市場をターゲットとしたサービスのご提供、という二つのキーワードを成長戦略の軸としております。

今回当社が株式を取得したJIMOS社は、30代以降およびアクティブシニア世代の女性に向けた化粧品等の通販を主な事業としております。また、通販事業におけるコンタクトセンターやメディアミックスを効果的に活用した高い広告宣伝ノウハウを有しています。その独自のマーケティングノウハウを駆使することにより、ブランド・ロイヤリティの非常に高い女性約23万人の優良な顧客基盤を築いております。

JIMOS社は、当社が成長戦略において軸としている上記二つのキーワードを満たしております。JIMOS社の株式取得に際して期待するシナジーは将来的に拡大すると予想されますが、現時点では、①両者の優良顧客基盤を活用した相互商品のクロスセールス、②当社が培い得意とするフェイス・トゥ・フェイスでの訪問販売ノウハウと、JIMOS社の独自の広告宣伝ノウハウとの融合による相互マーケティングツールの拡充、③物流システム等の相互活用によるコストダウンや効率性向上等のシナジーを想定しております。

従って、当社の目指す『新たな成長へのシフトチェンジ』において、JIMOS社が当社グループにとって強力な成長ドライバーとして加わることを確信し、今回、同社の株式を相対取引にて譲り受けました。

- (3) 企業結合日 平成25年7月12日
- (4) 企業結合の法的形式 株式の取得
- (5) 結合後企業の名称 変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率 100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が株式会社JIMOSの全株式を取得し当社の子会社としたため。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成25年7月1日 ～ 平成26年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳
取得の対価及び取得に要した費用を合わせた取得原価
約6,000百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん
の金額

2,087百万円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上している。

(3) 償却方法及び償却期間 7年間にわたる均等償却

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,894,471	流動負債	10,845,202
現金及び預金	1,761,917	買掛金	929,713
受取手形	11,192	関係会社短期借入金	5,500,000
売掛金	2,625,155	一年内返済予定の長期借入金	1,161,924
商品及び製品	1,864,339	リース債務	125,087
原材料及び貯蔵品	29,384	未払金	1,123,265
前渡金	10,587	未払法人税等	632,814
立替金	137,137	未払消費税等	69,847
前払費用	269,488	前受金	359,911
繰延税金資産	387,162	賞与引当金	446,600
差入保証金	510,532	役員賞与引当金	27,000
その他引当金	331,470	債務保証損失引当金	320,411
貸倒引当金	△43,896	その他	148,628
固定資産	19,316,269	固定負債	3,918,407
有形固定資産	8,523,238	長期借入金	3,093,790
建物	2,112,272	長期預り保証金	209,132
構築物	90,602	リース債務	348,091
機械装置及び運搬具	49,359	再評価に係る繰延税金負債	15,169
工具、器具及び備品	402,604	資産除去債務	252,224
土地	1,968,966	負債合計	14,763,610
リース資産	457,472	純資産の部	
建設仮勘定	3,441,961	株主資本	13,291,218
無形固定資産	518,030	資本金	4,000,000
のれん	69,567	資本剰余金	1,010,740
ソフトウェア	299,870	資本準備金	649,264
ソフトウェア仮勘定	119,437	その他資本剰余金	361,476
その他	29,155	利益剰余金	9,660,677
投資その他の資産	10,275,000	利益準備金	350,735
投資有価証券	493,283	その他利益剰余金	9,309,941
関係会社株式	7,392,629	別途積立金	3,500,000
長期貸付金	293,292	繰越利益剰余金	5,809,941
長期前払費用	28,866	自己株式	△1,380,198
破産更生債権等	66,658	評価・換算差額等	△844,088
繰延税金資産	48,094	その他有価証券評価差額金	18,515
差入保証金	1,889,859	土地再評価差額金	△862,604
その他引当金	152,974	純資産合計	12,447,130
貸倒引当金	△90,658	負債・純資産合計	27,210,740
資産合計	27,210,740		

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,181,553
売 上 原 価		12,647,240
売 上 総 利 益		17,534,312
販売費及び一般管理費		15,680,803
営 業 利 益		1,853,509
営 業 外 収 益		492,806
受取利息及び配当金	23,793	
受取地代家賃	324,740	
受取補償金	45,266	
そ の 他	99,005	
営 業 外 費 用		447,628
支払利息	67,910	
支払地代家賃	271,994	
支払補償費	45,820	
そ の 他	61,902	
経 常 利 益		1,898,686
特 別 利 益		101,055
投資有価証券売却益	101,055	
特 別 損 失		18,958
固定資産除却損	10,610	
投資有価証券評価損	2,661	
減 損 損 失	5,686	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,980,783
法人税、住民税及び事業税	811,708	
法 人 税 等 調 整 額	59,479	871,187
当 期 純 利 益		1,109,595

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	4,000,000	649,264	265,261	350,735	3,500,000	5,243,077
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△539,017
当 期 純 利 益						1,109,595
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			96,214			
土地再評価差額金取崩額						△3,714
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	96,214	—	—	566,864
当 期 末 残 高	4,000,000	649,264	361,476	350,735	3,500,000	5,809,941

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,437,210	12,571,129	62,013	4,325	△866,318	△799,978	11,771,150
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△539,017					△539,017
当 期 純 利 益		1,109,595					1,109,595
自 己 株 式 の 取 得	△594	△594					△594
自 己 株 式 の 処 分	57,606	153,820					153,820
土地再評価差額金取崩額		△3,714					△3,714
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△43,497	△4,325	3,714	△44,109	△44,109
当 期 変 動 額 合 計	57,011	720,089	△43,497	△4,325	3,714	△44,109	675,980
当 期 末 残 高	△1,380,198	13,291,218	18,515	—	△862,604	△844,088	12,447,130

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ハ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ニ. デリバティブ

時価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 債務保証損失引当金

商品等を購入した顧客の利用するリース会社への債務に対する債務保証の損失に備えるため、損失発生実績率に基づいて算定した必要額その他、必要に応じて損失発生の可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。

(4) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ
直物為替先渡取引
ヘッジ対象・・・借入金
外貨建予定取引

・ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、また、外貨建予定取引に関する変動リスクを回避する目的で直物為替先渡取引を行っております。また、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理を採用しておりますので、有効性の評価を省略しております。また、直物為替先渡取引については管理方針に基づき有効性を評価しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において区分掲記していた「車輛運搬具」は、金額の重要性が乏しくなったため、「機械装置及び運搬具」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,309,313千円
- (2) 保証債務等
- ① 顧客の割賦債務残高に対して、債務保証を行っております。
1,124,711千円
- ② 連結子会社の顧客の住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの間、金融機関に対し連帯債務保証を行っております。
1,927,438千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示しているものは除く）は次のとおりであります。
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 9,230千円 |
| 短期金銭債務 | 27,810千円 |
- (4) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号・最終改正平成13年6月29日）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- (再評価の方法)
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格、同条第2号に定める標準価格及び同条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行い算出しております。
- | | |
|----------------------------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △164,747千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 売上高 | 3,173千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 413,918千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,078千株	1,078千株	91千株	2,065千株

- (注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の取得330株及び平成25年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことによるものであります。
2. 自己株式の減少91,600株は、「従業員持株E S O P信託」から当社従業員持株会への売却であります。
3. 自己株式の当事業年度末株式数2,065,464株のうち279,600株は「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

貸倒引当金	147,803千円
未払事業税	45,591
賞与引当金	158,989
減損損失	123,559
その他	176,539

繰延税金資産小計

652,483

評価性引当額

△145,631

繰延税金資産合計

506,851

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△10,235

その他

△61,358

繰延税金負債合計

△71,594

繰延税金資産（負債）の純額

435,257

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主及び その近親者	西山由之	(被所有) 直接3.31%	当社名誉会長	事務所の賃借	15,600	前払費用	1,365
				事務所の保証金の 差入	945	差入保証金	28,441
				給与支払	48,000	—	—
主要株主及び その近親者が 議決権の過半 数を所有して いる会社等	一般社団法人 西山美術館	—	販促品購入	美術館チケットの購入	48,109	—	—
主要株主及び その近親者が 議決権の過半 数を所有して いる会社等	株式会社 キャピタル	(被所有) 直接9.31%	工事発注等	支店修繕工事	50,697	—	—
				建物の保守管理 業務等	28,986	未払金	2,415

(取引条件及び取引条件の決定方法等)

- ・事務所の賃借料及び差入保証金については、不動産の鑑定評価に基づく価格によっております。
- ・給与については、経営会議に基づいて金額を決定しております。
- ・美術館チケット、支店修繕工事及び建物の保守管理業務等については、市場価格を勘案のうえ、一般取引先の条件と同様に決定しております。
- ・上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、差入保証金を除く期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は基金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 レオハウス	300,000	注文住宅 の建築請 負	(所有) 直接 100%	兼任 5名	—	事務所の賃貸	319,408	前受収益	27,716
							資金の借入	5,000,000	短期借入金	5,500,000
							利息の支払	40,846	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方法等)

- ・事務所の賃貸料については、近隣の相場を勘案して決定しております。
- ・資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ・上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 747円41銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 66円81銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 企業結合に関する注記

連結注記表「7. 企業結合に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

株式会社 ナック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千頭 力 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナックの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

株式会社 ナック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千頭 力 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナックの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

株式会社ナック 監査役会

社 外 監 査 役	狩 野 勝	Ⓔ
常 勤 監 査 役	遠 藤 彰 子	Ⓔ
社 外 監 査 役	岩 本 尚	Ⓔ
社 外 監 査 役	西 章	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、下記のとおりとさせていただきますと存じます。
期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、連結純資産配当率4%（年間）を基準といたしまして下記のとおりとさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金19円とさせていただきますと存じます。
なお、この場合の配当総額は321,734,334円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

エネルギー・資源を取り巻く社会経済動向を踏まえ、電力小売事業その他のエネルギーマネジメント事業、太陽光発電システム関連事業により一層注力していくという当社の方向性から、定款の事業目的をさらに明確化することを目的として、現行定款第2条を変更するものです。

(2) 株主総会及び取締役会における招集権者ならびに議長の変更

将来的に複数の代表取締役が選定されることもあるため、株主総会及び取締役会における招集権者並びに議長は1名のみ選定される取締役社長とすることを目的として、現行定款第14条第1項、同第2項及び第23条第1項を変更するものです。

(3) 取締役の任期の変更

増員として選任された取締役の任期を短縮する規定を削除することで、当該取締役がより安定的にその職責を果たすことを可能とするとともに、継続的に安定的な経営体制を構築していくことを目的として、現行定款第21条第2項を変更するものです。

(4) 役職の追加等

新たに取締役副社長の役職を追加することから、現行定款第22条第2項を変更するものです。また、経営の効率化を図るために取締役会決議により業務執行取締役を選定することがある旨を明確にすることを目的として、現行定款第22条第3項を追加いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (記載省略)</p> <p>(7) 建築工事、土木工事の設計、施工、請負および監理。</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) 建築の材料、室内装飾品、家具照明器具、厨房器具、食卓用品、陶磁器、<u>家庭用電気機械器具</u>、<u>家庭用電気製品</u>、防火防災用具、日用雑貨、衣料品の輸出入および販売。</p> <p>(10)～(24) (記載省略)</p> <p>(25) 発電<u>及び</u>売電に関する業務。</p> <p>(26) 上記各号に付帯する一切の業務。</p>	<p>第 2 条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 建築工事、土木工事、<u>電気工事その他</u>の<u>建設工事</u>の設計、施工、請負および監理。</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 建築の材料、室内装飾品、家具照明器具、厨房器具、食卓用品、陶磁器、電気機械器具、<u>空調機械器具</u>、<u>電気製品</u>、<u>太陽光発電システム</u>、防火防災用具、日用雑貨、衣料品の輸出入および販売。</p> <p>(10)～(24) (現行どおり)</p> <p>(25) 発電、売電および電力の小売りに関する業務。</p> <p>(26) 上記各号に付帯または<u>関連</u>する一切の業務。</p>
<p>第 14 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表</u>取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>代表</u>取締役に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役にこれに代わる。</p>	<p>第 14 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役にこれに代わる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第 21 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p>
<p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名をおき、必要に応じて取締役会長 1 名、<u>専務取締役および常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名をおき、必要に応じて取締役会長 1 名<u>ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会の決議により、代表取締役以外の者の中から業務執行取締役を選定することができる。</u></p>
<p>第 23 条 (取締役会)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. ～ 3. (記載省略)</p>	<p>第 23 条 (取締役会)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

経営体制強化のため取締役3名を増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ・重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	かわ かみ ひろ なり 川上 裕也 (昭和40年10月28日)	平成24年6月 当社入社 平成25年4月 上席執行役員 ビジネスサポートカンパニー 管理本部長 平成26年4月 常務執行役員(現任) コーポレートファイナンス本部長 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社JIMOS 社外監査役	158株
2	こ いそ ゆういちろう 小磯 雄一郎 (昭和34年4月12日)	平成25年1月 当社入社 平成25年4月 常務執行役員(現任) デリバリービジネスカンパニー クリ クラ事業本部長 平成26年4月 クリクラビジネスカンパニー代表 (現任)	1,549株
3	まつ しろ ひかる 松 代 光 (昭和28年7月7日)	平成6年6月 当社入社 平成19年5月 執行役員 法人営業部 部長 平成21年3月 レンタル事業本部 副本部長 平成23年1月 レンタル事業本部 本部長 平成23年6月 取締役 レンタル事業本部長 平成25年4月 上席執行役員(現任) デリバリービジネスカンパニー ダスキン事業部 部長 平成26年4月 レンタルビジネスカンパニー代表 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社アーネスト 取締役	932株

- (注) 1. 取締役候補者3名と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 所有株式数は、平成26年3月31日現在のものです。

第4号議案 監査役3名選任の件

以下の監査役3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	かのう まさる 狩野 勝 (昭和10年4月26日)	昭和34年4月 自由国民連合 (現 財団法人国民政治協会) 勤務 昭和49年2月 千葉県議会議員 昭和62年5月 千葉県議会議長 平成2年2月 衆議院議員 平成6年7月 厚生省政務次官 平成17年4月 当社顧問 平成18年6月 当社監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社レオハウス社外監査役	3,354株
2	にし あきら 西 章 (昭和18年2月18日)	昭和59年2月 税理士登録 平成6年10月 税理士事務所設立 平成11年6月 当社監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社JIMOS社外監査役	7,946株
3	いわもと なおこ 岩本 尚子 (昭和35年9月28日)	昭和63年4月 司法書士事務所設立 平成10年6月 当社監査役 現在に至る	829株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 狩野勝氏、西章氏及び岩本尚子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 狩野勝氏、西章氏及び岩本尚子氏を、社外監査役候補者とした理由及び社外監査役候補者がその職務を適切に遂行できると当社が判断した理由は以下の通りです。
- (1) 狩野勝氏を社外監査役候補者に選任した理由は、幅広い識見と豊富な経験によって、経営の客観性、中立性を確保するためであります。また、これまで顧問及び社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご

指摘をいただいております、引き続き当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待したためであります。

- (2) 西章氏を社外監査役候補者に選任した理由は、税理士としての識見と豊富な経験を活かし、会計、財務面へのチェック機能を高めるためであります。また、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております、引き続き当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待したためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
 - (3) 岩本尚子氏を社外監査役候補者に選任した理由は、司法書士としての識見と豊富な経験を活かし、特に、法令遵守の視点からのチェック機能を高めるためであります。また、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております、引き続き当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待したためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
4. 狩野勝氏、西章氏及び岩本尚子氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって狩野勝氏は8年、西章氏は15年、岩本尚子氏は16年となります。
 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、狩野勝氏、西章氏及び岩本尚子氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。本定時株主総会において狩野勝氏、西章氏及び岩本尚子氏が選任された場合、当社は各氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、狩野勝氏、岩本尚子氏を、株式会社東京証券取引所その他の上場金融商品取引所に独立役員として届け出ております。本定時株主総会において狩野勝氏、岩本尚子氏が選任された場合、当社は両氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

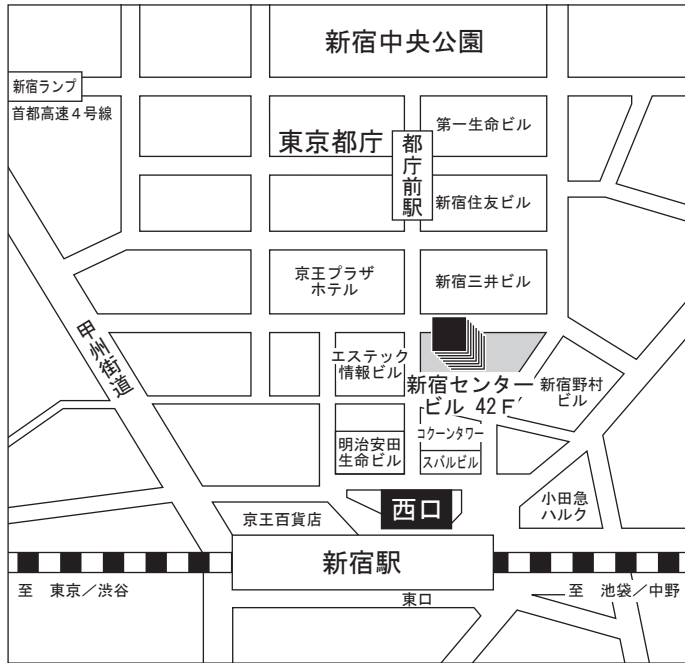
当事業年度の業績等を勘案し、当事業年度末時点の取締役5名に対し、総額27,000,000円の役員賞与を支給することといたしたく存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル42F
株式会社ナックセミナールーム

電 話 03-3346-2111



<アクセス>

○JR新宿駅西口 徒歩5分

○京王線・小田急線・地下鉄（丸ノ内線・都営新宿線）新宿駅 徒歩5分

○都営大江戸線 都庁前駅 徒歩5分